

申請の改正について

令和6年度より基準適合産業廃棄物処理業者認定申請書（様式第1号（第21条関係））に係る申請方法および、添付書類の提出方法が変更になりました。

詳細については、評価表、および手引きのマネジメント機能における各項目にてご確認下さい。施設・設備機能に関しては変更ありません。

変更概要

（1）岩手県産業廃棄物処理育成センターのサイトよりWEB申請への変更は次の様式と項目

変更項目	該当評価項目	変更内容
様式第1号(第21条関係)	-	WEB申請により自動作成。印刷不要。 押印廃止。
財務諸表 直近3年各事業年度分	-	各年ごとにPDF化して申請サイトよりアップロード。ただし、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のさんばいくん(産業廃棄物処理業者検索)で公表(直近3年分に更新)している場合は、アップロード不要。
様式第1号の1 岩手県内における産業廃棄物処理業の許可番号および許可証	許可証の写し	岩手県知事、又は盛岡市長の産業廃棄物処理業の許可証の写し(複数の許可を有する場合は全ての業区分について)をPDF化して申請サイトより、申請する業区分にアップロード。
様式第1号の2 産業廃棄物処理業に従事する役員および従業員の名簿	マネジメント機能 13-1従業員名簿、および、13-2役員名簿	従来の誓約書(従業員名簿)は廃止。 申請サイトより役員および従業員の「組織名簿」をアップロードすることで、様式第1号で暴力団構成員を含まないことの誓約を表示する。加えて、「組織名簿」の様式は育成センターの様式集よりダウンロード可能。 押印廃止。
様式第1号の3 評価項目の自己評価	評価表のマネジメント機能と施設・設備機能、および自己採点表	評価表とチェックリストおよび自己採点表を統合し、新たな評価表とした。 申請サイトよりダウンロード後、該当する評価項目に○印を入力する。自己採点表は自動計算されるので、評価表一式を申請サイトよりアップロードする。

<p>様式第1号の4 規定35条第1項の規定により事故時の対応に供する保証金</p>	<p>マネジメント機能7-1 育成センターの保証金制度に加入している</p>	<p>保証金預託申請書を廃止。 申請サイトより、「新規預託を申請する」、または「新規預託を申請しない」、または「すでに保証金を預託しており、預託を継続します」のいずれかを選択する方式に変更。選択結果は様式第1号に表示される。</p>
<p>審査結果の点数等の情報開示について</p>	<p>従来同意書</p>	<p>同意書は廃止。 申請サイトより「同意します」又は「同意しません」を必須入力として、印刷による提出は不要とした。</p>
<p>様式第1号の5 評価表の各項目に適合していることを証明する資料（様式第2号）</p>	<p>様式第2号(第21条関係)</p>	<p>WEB申請により自動作成されたものを申請サイトよりダウンロード後に印刷をして、審査項目の印刷による添付書類を提出する際の表紙とする。 押印廃止。</p>
<p>申請料</p>	<p>-</p>	<p>振込期間を設置した。申請受付期間内に育成センター指定の銀行口座へお振り込み。</p>

(2) 情報公開に係る項目について、情報公開方法は(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のさんぱいくん(産業廃棄物処理業者検索)又は、自社ホームページに公開すること。さんぱいくん(産業廃棄物処理業者検索)に公表した項目を優先的に評価することとします。